商品概要説明書

住宅ローン (一般型)

(令和6年4月1日現在)

商品名	住宅ローン(一般型)
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。
	なお、最終償還時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同
	居予定の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能と なります。
	○前年度税込年収が 200 万円以上(農業者の場合は 150 万円以上) ある方(自
	営業者の方は前年度税引前所得とします。)。
	○原則として、勤続(または営業)年数が3年以上の方。
	○団体信用生命共済(保険)に加入できる方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対
資金使途	象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
	①住宅の新築・購入(中古住宅も含む)。
	②土地の購入(5年以内に新築し、居住する予定があること。)。
	③住宅の増改築・改装・補修。
	④他金融機関から借入中の住宅資金の借換および借換とあわせた増改築・改
	装・補修
	⑤上記①~④に付随して発生する費用
借入金額	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。
	ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税
	引前所得) に対する割合が当 J A の定める範囲内であり、原則として自己資
	金額が所要金額の20%以上であることとします。
	なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JA
	の融資窓口へお問い合わせください。
借入期間	○据置期間を含め3年以上40年以内とし、1か月単位とします。
	○据置期間は、初回ご融資日から1年後までの範囲内とします。
	ただし、他金融機関から借入中の住宅資金の借換の場合、借入期間は原則と
	して現在お借入中の住宅資金の残存期間内とし、据置期間の設定はできませ
	λ_{\circ}
	なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JA
	の融資窓口へお問い合わせください。

○次のいずれかよりご選択いただけます。

【固定変動選択型】

当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・7年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。

お借入時の利率は、当 $\int A$ の店頭およびホームページでお知らせいたします。

固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。

【変動金利型】

借入利率

お借入時の利率は、3月1日および9月1日の商品ごとの基準金利(当 J A の定める住宅ローンプライムレートまたは、長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに商品ごとの基準金利(当 J Aの定める住宅ローンプライムレートまたは、長期プライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。

お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(当JAの定める住宅ローンプライムレートまたは長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。

【固定金利型】

お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。

- ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
- ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え 6 か月ごとの特 定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借 入金額の50%以内、1万円単位です。)、年2回返済方式(農業者の方に限り ます。)のいずれかをご選択いただけます。

返済方法

○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合のご返済額は、賦金見直し5年方式(ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。ご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。)とします。

担保	○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地す。)に第一順位の(根)抵当権を設定登記させていた ○借地上の建物などの場合には、当JAが指定する保証機 より、建物に時価相当額かつ原則として全額償還までが 加入のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質 だくことがございます。	だきます。 機関所定の審査基準に 火災共済(保険)にご		
保証人	○北海道農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証 人は不要です。			
	 ○一括払い・分割払いのいずれかによりご選択いただきます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます(0.10%、0.20%のいずれか)。 【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料(0.10%)(例)】 お借入期間 10年 20年 30年 35年 40年 			
保証料	保証料 (円) 43,117 円 74,599 円 98,119 円 107,618 F	· ·		
	②分割払い お客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証機関へ 支払います。この場合、お借入利率は年 0.10%または 0.20%上乗せされた 利率が適用されます。(商品により異なります) また、お借入時には、一律保証料として 30,000 円お支払いいただきます。 〇当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済(保険)掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用 生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなり			
団体信用生命共済 (保険)	ます。			
	団体信用生命共済(保険)名	加算利率		
	団体信用生命共済 (特約なし)	なし		
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	_		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	なし		
	団体信用生命共済(連生)	年 0.1%		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年 0.2%		
	がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.3%		
	がん保障特約付団体信用生命保険(連生)	年 0.3%		
	団体信用生命保険(ワイド)	年 0.3%		
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.30%			

手数料	○ご融資の際、金融機関に対して 55,000 円の事務手数料(消費税含む。)が
	必要です。
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合
	は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
	・全額繰上返済の場合
	繰上償還元金が 500 万円以上の場合…55,000 円(消費税含む)
	繰上償還元金が 500 万円未満の場合…22,000 円(消費税含む)
	・一部繰上返済の場合…無料
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は
	5,500 円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
	 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 5,500 円の
	取扱手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○苦情処理措置
苦情処理措置および	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当
	J A支店または信用共済部(電話:0138-77-5553)にお申し出ください。
	当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な
	対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。
紛争解決措置の内容	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当JA信用共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
	札幌弁護士会(電話:011-251-7730)
	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定
その他	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税・(根) 抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必
	○日本代・(代) 松当権政定にかかる登録允計代・日伝音工の(報酬が別述的
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問
	い合わせください。
	○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済
	された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみな
	され、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署に
	お問い合わせください。

JA新はこだて

(注) 1 借入利率は、「固定変動選択型」、「変動金利型」、「固定金利型」の計3種類から選択します。 また、「固定変動選択型」における固定特約期間は、「3,5,7、10年」の計4種類から選 択します。

- 2 返済方法は、「毎月返済方式」、「年2回返済方式」、「特定月増額返済方式」の計3種類から選択します。
- 3 保証料は、「一括払い」、「分割払い」から選択のうえ、北海道農業信用基金協会が定める保証料率を適用します。